平成２３年（フ）第７２号
福井市三郎丸町第22号15番地１
債務者　野口　哲夫
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
福井県越前市国高２丁目４番地　市営住宅28号、旧住所福井県越前市高瀬１丁目25番30号
債務者　山下　麗子
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９０号
福井県あわら市花乃杜１丁目27番１―108号　雇用促進住宅北金津宿舎
債務者　嶋田　和生
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
福井県鯖江市下司町第８号５番地10
債務者　黒田　淳一
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
福井市馬垣町２―601　ステイズA101、住民票上の住所福井市篠尾町第96号55番地１
債務者　見附　香織（旧姓堀田）
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
福井市大宮３丁目15番17号　スカイコート大宮305
債務者　米田　順一
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
長野県諏訪郡富士見町落合9894番地40　マンションフジミ201号室
債務者　鈴木　孝行
１　決定年月日時　平成23年４月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第８７１号
名古屋市南区菊住１丁目１番５号　リバーサイド成栄北506号
債務者　亀山　幸司
１　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２５号
大分県由布市挾間町挾間369番地１　アロサール高見A201
債務者　岩下　　聖
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４６号
大分市徳島３丁目２番30号
債務者　吉田　明美（旧姓原）
１　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６１号
宮崎県延岡市山下町２丁目４番地５
債務者　後藤千富子
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１７７号
鹿児島県鹿屋市上谷町23番１―２号　黒木アパート101号
債務者　塩田ゆかり（旧姓中川）
１　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
奈良県桜井市大字三輪480番地の１
債務者　山田　良政
１　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９１号
奈良県天理市富堂町153番地１
債務者　林　　伸也
１　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１２号
奈良県生駒郡三郷町城山台１丁目８番５号
債務者　木田千代子
１　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２３号
奈良市大森西町４番８―１号
債務者　羽子田貫志
１　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５号
奈良市西大寺赤田町１丁目２番13―305号
債務者　米須　清徳
１　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３０８号
新潟県長岡市幸町１丁目10番５―201号
債務者　大平　貴夫
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係